

社会保険ひろしま

第2号

- 社会保険事務担当者の方へ
- 届書のご提出は広島広域事務センターへの直送を！
- 年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください
- 平成31年度健康保険料率は10.00%の据え置きに（広島支部）
- インセンティブ制度について
- 年に一度は必ず健診を受けましょう！
- 「働き方」が変わります
- 街角の年金相談センター（ご案内）
- 社会保険協会からのお知らせ

4
2019
平成31年



職場内で回覧して下さい

日本年金機構からのお知らせ

社会保険事務担当者の方へ

社会保険の届出は速やかにお願いします。
従業員を雇入れるとき、退職者がいるとき、被扶養者の異動があるときは届出が必要です。



①被保険者 資格取得届

従業員を雇入れたときなど、新たに社会保険に加入すべき方がいるときは、**資格取得届**を該当した日から5日以内に提出してください。

②健康保険 被扶養者(異動)届

新しく雇入れた従業員に被扶養者がいるときや、従業員の扶養家族が増えるときは、**被扶養者(異動)届**を提出してください。

また、従業員の被扶養者が、就職などにより被扶養者でなくなったときも届出が必要です。被保険者証を添付して、速やかに届書を提出してください。

③被保険者 資格喪失届

従業員が退職したとき、死亡したときなどは、その翌日を資格喪失年月日として5日以内に被保険者証を添えて**資格喪失届**を提出してください。

健康保険被扶養者を認定する際の添付書類の変更

平成30年10月1日から、「健康保険被扶養者(異動)届」の取扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際は、証明書類に基づき身分関係及び生計維持関係を確認の上、認定することとなりました。

なお、一定の要件を満たした場合には、証明書類の添付を省略することが可能となりますので、「健康保険被扶養者(異動)届」を届出いただく際は、次の取扱いをご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

○扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2、別居しているときは項番1・2・3の書類を添付してください。

項番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
1	続柄の確認	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 * 提出日から90日以内に発行されたもの	次のア・イの両方に該当する場合 ア・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されている イ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の□に✓を付している (または「続柄確認済み」と記載している)
2	収入の確認	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる ※3 イ・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満
3	別居の確認	仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え(写し)	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア・扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満 イ・扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含めます)
・60歳以上の方
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。



日本年金機構からのお知らせ

届書のご提出は広島広域事務センターへの直送を！

年金事務所でお預かりした届書等は、広島広域事務センターで、届書の審査、入力処理を一括して行っております。届書等を年金事務所に郵送された場合、広島広域事務センターへ回送する日数分、事務処理が遅くなります。

少しでも早くお客様のお手元へ健康保険被保険者証や通知書等をお届けするため、**広島広域事務センターへの直送にご協力ください。**

(広島広域事務センターで取扱う届書等)

資格取得届、資格喪失届、被扶養者(異動)届、賞与支払届、報酬月額算定基礎届、報酬月額変更届 等

広島広域事務センター 送付先

〒730-8602

広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター 宛



※届書用紙は日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)よりダウンロードできます。届書の記入例も掲載しておりますので、届書作成の際はご参照ください。

※制度、届書記入方法、添付書類、処理内容等の電話・来訪でのお問い合わせは、**すべて年金事務所で行います。**

年金相談・お手続きの際は**予約相談**をご利用ください

ご予約いただくと…

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！



予約相談の実施時間帯 8:30~18:00(月曜日)
8:30~16:00(火~金曜日)
9:30~15:00(第2土曜日)

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

ゴ ヨヤクラ
0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6631-7521
〈予約受付番号受付時間〉月~金(平日) 8:30~17:15

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

 **全国健康保険協会からのお知らせ**
協会けんぽ

平成31年度健康保険料率は10.00%の据え置きに（広島支部）

平成31年度の協会けんぽ広島支部の健康保険料率は、10.00%で据え置きとなりました。医療費が増加傾向のなか、事業主・加入者の皆様が、健康への取り組みや医療費の適正化にご尽力いただいたことが、保険料率の上昇を抑制したものと考えられます。

広島支部においては、引き続き皆様の健康づくりに貢献する各事業の推進や、医療費適正化事業により保険料率の上昇を抑制できるよう努力して参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

	[平成30年度]		[平成31年度]
《健康保険料率》	10.00%	→	10.00%
《介護保険料率》	1.57%	→	1.73%
<input type="checkbox"/> 平成31年3月分(4月納付分)から変更となります。 <input type="checkbox"/> 介護保険料率は全国一律。			



保険料率抑制のカギ!

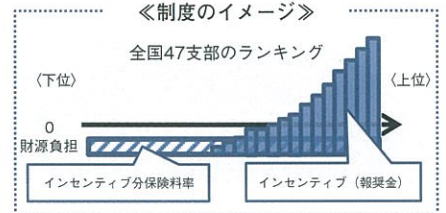
インセンティブ制度について

～インセンティブ制度とは?～

平成30年度から導入されているインセンティブ（報奨金）制度とは、協会けんぽの加入者や事業主の皆様の健康や医療費適正化への取り組みに応じて報奨金を付与し、健康保険料率に反映させるものです。

具体的には、まず、報奨金の財源として、新たに全支部の保険料率の中に0.01%を盛り込みます。そして、健診の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの5つの評価指標に基づき、全支部をランキング付けし、上位過半数となる支部については、支部ごとの順位に応じた報奨金を受け取ることができます。

※1…平成30年度は0.004%、31年度は0.007%と段階的に盛り込まれ、0.01%は平成32年度からとなります。



つまり、**皆様の健康づくりや医療費適正化に向けた取り組み度合いによって、保険料率を抑制することが可能**となりました！

～5つの評価項目とは?何をすれば順位上昇につながるの?～

評価項目	皆様にお願ひしたいこと
① 特定健診等の受診率	協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。(*2) (被保険者：生活習慣病予防健診、被扶養者：特定健診)
② 特定保健指導の実施率	健診結果で生活習慣の改善が必要と判定された方は、特定保健指導をご利用ください。
③ 特定保健指導対象者の減少率	特定保健指導は、リスク軽減に向けて最後までプログラムにお取り組みください。
④ 要治療者の医療機関受診率	健診結果で「要治療者(再検査を含む)」の判定を受けた方は、必ず医療機関を受診してください。
⑤ ジェネリック医薬品の使用割合	医療機関でお薬が処方される場合、「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的にご使用ください。

※2…労働安全衛生法に基づく事業者健診を実施された場合は、協会けんぽに健診結果データの提供をお願いします。

～広島支部の現況～

平成30年度の間接報告(4月～9月分)においては、広島支部の順位は**47支部中36位**のため、報奨金が受け取れる上位過半数に入っておりません。

順位を上昇させて保険料率抑制につなげるため、5つの評価項目について、積極的な取り組みをお願いいたします。広島支部も全力で皆様の取り組みをサポートさせていただきます！

《問い合わせ先》

 **全国健康保険協会 広島支部**
協会けんぽ

TEL:082-568-1011
受付時間:平日8:30~17:15
URL:http://www.kyoukaikenpo.or.jp

～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

全国健康保険協会からのお知らせ 協会けんぽ

年に一度は必ず健診を受けましょう！

協会けんぽでは、ご本人様（被保険者）を対象とした「生活習慣病予防健診」、ご家族様（被扶養者）を対象とした「特定健診（特定健康診査）」の費用を補助しています。年度内（4月～3月）おひとり様1回に限り、協会けんぽが健診費用の補助をいたしますので、ぜひ受診ください。また、健診の結果、生活習慣の改善が必要となった方は「特定保健指導」をご利用いただきますよう重ねてお願いいたします。

生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診は、**35歳から74歳までのご本人様（被保険者）**が対象となります。

- ◆平成31年度健診案内（申込書・パンフレット等）・・・3月下旬から4月上旬に事業所様あてに送付します。
- ◆申込方法・・・①パンフレット記載の生活習慣病予防健診実施機関一覧の中から健診機関を選び予約する。
②生活習慣病予防健診申込書を記入のうえ、協会けんぽへ郵送する。
- ◆費用・・・健診機関により異なりますが、協会けんぽが費用のうち6～7割を補助し、最高でも7,038円の自己負担で受診できます。（※3）

特定健診（特定健康診査）

特定健診は、**40歳から74歳までのご家族様（被扶養者）**が対象となります。
なお、健診機関によっては、お住まいの市町村のがん検診を同時に受診できます。



- ◆平成31年度健診案内（受診券・パンフレット等）・・・4月上旬にご自宅へ送付します。
- ◆申込方法・・・①パンフレット記載の特定健診実施機関一覧の中から健診機関を選び予約する。
②受診券と保険証を健診機関に持参して受診する。
- ◆費用・・・健診機関によって異なりますが、協会けんぽが費用を補助し、無料、もしくは有料でも370円または1,680円の自己負担で受診できます。（※3）

※3・・・消費税率が変更になった場合は、自己負担金額も変更となる場合があります。

特定保健指導

特定保健指導とは、健診結果を基に生活習慣病のリスクに応じて、**専門スタッフが従業員の方と一緒に生活習慣を見直して、疾病の発症や重症化を予防しようという取り組みです。**

対象者のいらっしゃる事業所様宛にご案内をお送りしておりますので、届きましたらご希望のお日にち等をご本人様と調整のうえ、FAXまたはお電話にてお知らせください。現状を放置しておく、疾病による長期欠勤につながる可能性もあり、事業所にとって大きな損失になりかねません。健診後の特定保健指導の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

～特定保健指導のステップ～

健診結果を基に、積極的支援・動機づけ支援・情報提供の3つに階層化し、**積極的支援・動機づけ支援の方**にご案内をお届けいたします。



健診を受診する

健診結果を基に階層化

特定保健指導のご案内が届く

特定保健指導を受ける

3～6か月間
生活習慣改善の
フォローを受ける

◆健診機関によっては、健診当日に特定保健指導を受けていただくことが可能です。

【健診・保健指導に関するお問い合わせは、保健グループ☎082-568-1032までご連絡ください。】



広島県社会保険労務士会

「働き方」が変わります

年休の5日義務的付与がはじまります

31年4月から、事業所規模に関係なくすべての使用者には、労働者の方に5日以上の年次有給休暇を取得させる義務が発生します。

年次有給休暇の基本的なルール

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

原則的な付与日数

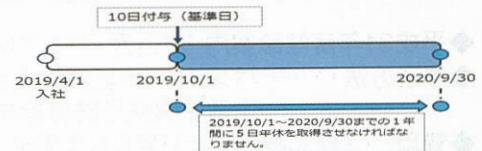
継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

一週間の所定労働日数が4日以下の方にも、比例付与する必要があります。また、出勤率の計算での、出勤した日には、遅刻・早退した日、産前産後、育児・介護、業務上の傷病による休業期間、有給を取得した日が含まれます。

改正法の仕組み

31年4月以降に新たに10日以上年次有給休暇の付与が発生する場合に、付与から1年の間に、内5日について、ご本人の希望を聞くなどして、5日以上年休消化を促す制度です。また確実に取得を進めるため使用者には有給管理簿の作成保存が義務付けられます。

(例) 入社日：2019/4/1 休暇付与日：2019/10/1 (10日付与)



◆詳細はお近くの社会保険労務士、労働基準監督署にお尋ねください

街角の年金相談センター(ご案内)

街角の年金相談センターでは、厚生年金保険・国民年金の受給に関する相談・年金見込額・各種手続き等を無料で行っております。是非、ご利用ください。

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

街角の年金相談センター広島

広島市中区橋本町10番10号 広島インテスビル1階

街角の年金相談センター福山

福山市東桜町1番21号 エストパルクビル6階

※ なお、電話での“年金相談”は行っておりません。

社会保険協会からのお知らせ

当協会では、2019年度も社会保険制度を正しく理解していただくために、広報紙の発行、ホームページの充実、参考図書配布、制度事務に関するセミナーや講習会等を実施していきます。

今回は、年度のスタートなので、別途様々なご案内をお送りしています。

会員特典として、特に職場での講習会・健康づくりを応援しています。

なお、セミナー受講は申込期限がありますのでお早めに申込み下さい。また、職場への講師派遣については、ホームページをご覧ください、ご希望に沿ったテーマの講師を派遣いたします。

当協会は会員の皆様のご理解ご協力をいただき事業運営をしておりますので、平成31年度の会費につきまして、納入くださいますようお願いいたします。

ゴールデンウィーク休業：4月27日～5月6日まで休業させていただきます。

ご不便をお掛けしますが、何卒ご了承の程お願い申し上げます。